

新公審査答申(情)第38号
令和8年7月21日

新潟市代表監査委員 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年4月11日付け、新監査第15号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和4年10月12日付け、新監査第287号の2により行った非公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和4年10月1日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、住民監査請求の受理前却下（以下、単に「受理前却下」という。）を公表しているが、公表する規定を示すもの（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和4年10月12日、実施機関は、請求人が求める「受理前却下を公表する規定を示す文書」を保有していないとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月19日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年4月11日、実施機関は条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

受理前却下の公表をしているが、受理前なのに公表している根拠を示すべきである。

内部規定があつて公表しているのに、存在しないとして非公開としているのではないか。

公表するとかしないとかというのは、法令というか内部規定に基づいてやるのではないのか。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、実施機関はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

受理前却下を公表する規定は存在していないことから、請求に係る文書を保有していないと判断し、当該処分決定をしたものである。

地方自治法や市の内部規定に住民監査請求を却下した場合の結果の公表についての規定はないものの、公表してはいけないという規定もないので、監査委員の裁量により公表することとしている。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から本件請求文書の公開を求めてなされたものであり、本件決定の取消しを求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 受理前却下とは、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさない請求を却下することをいう。

実施機関は、地方自治法や市の内部規定に住民監査請求を却下した場合の結果の公表についての規定はないものの、公表してはいけないという規定もないため、実施機関の裁量により公表することしていると主張する。

これに対し審査請求人は、公表するしないということは、法令や内部規定に基づくものではないのか、内部規定が存在するのに存在しないとして非公開としているのではないかと主張している。

- (2) そこでまず地方自治法の規定について見ると、同法第242条第5項において適法な住民監査請求があつた場合に監査委員は監査を行い、その結果を公表しな

ければならないとされているものの、要件を満たさない請求については、公表するしないを含めその取扱いについて何ら規定されていないことが確認できる。

(3) さらに、規定がないとしても裁量により公表しているという実施機関の説明には特段不自然な点は見当たらない。

(4) これらのことを踏まえると、本件請求文書を保有していないとする実施機関の主張には特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もうかがわれないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和5年4月11日	実施機関の諮問書を受理
令和8年6月16日	審査会開催（第1回）
令和8年7月14日	審査会開催（第2回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子